○経済産業省告示第六十号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、アラブ衛星通信機構の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十四年三月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

一



○経済産業省告示第六十一号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、ベネルックス同盟の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十四年三月二十九日

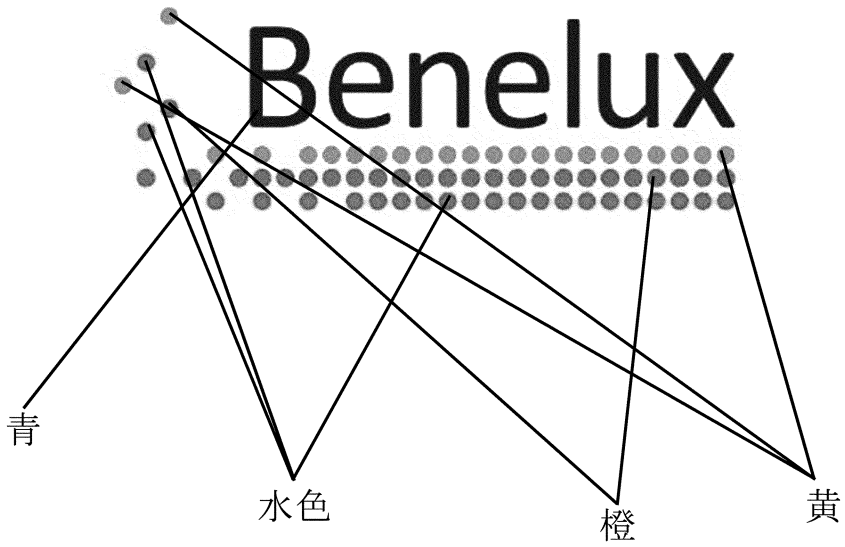
経済産業大臣　枝野　幸男

一　ベネルックス同盟

二　L'Union Benelux

三　De Benelux Unie

四



○経済産業省告示第六十二号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、グローバル作物多様性トラストの標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十四年三月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　グローバル作物多様性トラスト

二　Global Crop Diversity Trust